

議案第 3 2 号

久喜市手数料条例の一部を改正する条例

久喜市手数料条例(平成22年久喜市条例第68号)の一部を次のように改正する。
別表第2第1項中「第76項」を「第77項」に改め、同表第70項金額の欄を次のように改める。

次に掲げる額を合算して得た金額
ア 低炭素建築物新築等計画が都市の低炭素化の促進に関する法律第 54 条第 1 項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類又は市長が別に定める書類が提出された場合
(ア) 一戸建ての住宅 5,000 円
(イ) 住宅用途を含む建築物の住戸部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額
a 申請に係る 1 の建築物の住戸のうち同時に申請された住戸の数(以下この項及び第 72 項において「申請住戸数」という。)が 1 戸のもの 5,000 円
b 申請住戸数が 1 戸を超え 5 戸以内のもの 10,000 円
c 申請住戸数が 5 戸を超え 10 戸以内のもの 18,000 円
d 申請住戸数が 10 戸を超え 25 戸以内のもの 31,000 円
e 申請住戸数が 25 戸を超え 50 戸以内のもの 52,000 円
f 申請住戸数が 50 戸を超え 100 戸以内のもの 94,000 円
g 申請住戸数が 100 戸を超え 200 戸以内のもの 149,000 円
h 申請住戸数が 200 戸を超

え 300 戸以内のもの
188,000 円

i 申請住戸数が 300 戸を超
えるもの 201,000 円

(ウ) 住宅用途を含む建築物
(住戸部分を除く。)及び非住
宅建築物 次に掲げる区分に
応じそれぞれ次に定める額

a 床面積の合計が 300 平方
メートル以内のもの
10,000 円

b 床面積の合計が 300 平方
メートルを超え 2,000 平方
メートル以内のもの
31,000 円

c 床面積の合計が 2,000 平
方メートルを超え 5,000 平
方メートル以内のもの
94,000 円

d 床面積の合計が 5,000 平
方メートルを超え 10,000
平方メートル以内のもの
149,000 円

e 床面積の合計が 10,000 平
方メートルを超え 25,000
平方メートル以内のもの
188,000 円

f 床面積の合計が 25,000 平
方メートルを超えるもの
235,000 円

イ ア以外の場合

(ア) 一戸建ての住宅 38,000
円

(イ) 住宅用途を含む建築物の
住戸部分 次に掲げる区分に
応じそれぞれ次に定める額

a 申請住戸数が 1 戸のもの
38,000 円

b 申請住戸数が 1 戸を超え 5
戸以内のもの 66,000 円

c 申請住戸数が 5 戸を超え
10 戸以内のもの 96,000
円

d 申請住戸数が 10 戸を超え
25 戸以内のもの 140,000

円

e 申請住戸数が 25 戸を超え
50 戸以内のもの 203,000

円

f 申請住戸数が 50 戸を超え
100 戸以内のもの 301,000

円

g 申請住戸数が 100 戸を超
え 200 戸以内のもの
411,000 円

h 申請住戸数が 200 戸を超
え 300 戸以内のもの
539,000 円

i 申請住戸数が 300 戸を超
えるもの 633,000 円

(ウ) 共同住宅の共用部分 次
に掲げる区分に応じそれぞれ
次に定める額

a 床面積の合計が 300 平方
メートル以内のもの
111,000 円

b 床面積の合計が 300 平方
メートルを超え 2,000 平方
メートル以内のもの
192,000 円

c 床面積の合計が 2,000 平
方メートルを超え 5,000 平
方メートル以内のもの
303,000 円

d 床面積の合計が 5,000 平
方メートルを超え 10,000
平方メートル以内のもの
394,000 円

e 床面積の合計が 10,000 平
方メートルを超え 25,000
平方メートル以内のもの
474,000 円

f 床面積の合計が 25,000 平
方メートルを超えるもの
553,000 円

(エ) 住宅用途を含む建築物の
住宅用途以外の部分及び非住
宅建築物((オ)に掲げる場合
を除く。) 次に掲げる区分
に応じそれぞれ次に定める額

- a 床面積の合計が 300 平方メートル以内のもの
250,000 円
- b 床面積の合計が 300 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以内のもの
412,000 円
- c 床面積の合計が 2,000 平方メートルを超え 5,000 平方メートル以内のもの
591,000 円
- d 床面積の合計が 5,000 平方メートルを超え 10,000 平方メートル以内のもの
731,000 円
- e 床面積の合計が 10,000 平方メートルを超え 25,000 平方メートル以内のもの
867,000 円
- f 床面積の合計が 25,000 平方メートルを超えるもの
989,000 円

(オ) 住宅用途を含む建築物の住宅用途以外の部分及び非住宅建築物(市長が別に定める基準による場合に限る。)次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

- a 床面積の合計が 300 平方メートル以内のもの
91,000 円
- b 床面積の合計が 300 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以内のもの
158,000 円
- c 床面積の合計が 2,000 平方メートルを超え 5,000 平方メートル以内のもの
259,000 円
- d 床面積の合計が 5,000 平方メートルを超え 10,000 平方メートル以内のもの
343,000 円
- e 床面積の合計が 10,000 平方メートルを超え 25,000

平方メートル以内のもの
414,000円

f 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるもの
486,000円

別表第2第72項金額の欄を次のように改める。

次に掲げる額を合算して得た金額
ア 変更後の低炭素建築物新築等
計画が都市の低炭素化の促進に
関する法律第54条第1項各号
に掲げる基準に適合しているこ
とを示す書類又は市長が別に定
める書類が提出された場合
(ア) 一戸建ての住宅 2,500
円
(イ) 住宅用途を含む建築物の
住戸部分 次に掲げる区分に
応じそれぞれ次に定める額
a 申請住戸数が1戸のもの
2,500円
b 申請住戸数が1戸を超え5
戸以内のもの 5,000円
c 申請住戸数が5戸を超え
10戸以内のもの 9,000円
d 申請住戸数が10戸を超え
25戸以内のもの 15,500
円
e 申請住戸数が25戸を超え
50戸以内のもの 26,000
円
f 申請住戸数が50戸を超え
100戸以内のもの 47,000
円
g 申請住戸数が100戸を超
え200戸以内のもの
74,500円
h 申請住戸数が200戸を超
え300戸以内のもの
94,000円
i 申請住戸数が300戸を超
えるもの 100,500円
(ウ) 住宅用途を含む建築物
(住戸部分を除く。)及び非住
宅建築物 次に掲げる区分に

応じそれぞれ次に定める額

- a 床面積の合計が 300 平方メートル以内のもの 5,000 円
- b 床面積の合計が 300 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以内のもの 15,500 円
- c 床面積の合計が 2,000 平方メートルを超え 5,000 平方メートル以内のもの 47,000 円
- d 床面積の合計が 5,000 平方メートルを超え 10,000 平方メートル以内のもの 74,500 円
- e 床面積の合計が 10,000 平方メートルを超え 25,000 平方メートル以内のもの 94,000 円
- f 床面積の合計が 25,000 平方メートルを超えるもの 117,500 円

イ ア以外の場合

- (ア) 一戸建ての住宅 19,000 円
- (イ) 住宅用途を含む建築物の住戸部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額
 - a 申請住戸数が 1 戸のもの 19,000 円
 - b 申請住戸数が 1 戸を超え 5 戸以内のもの 33,000 円
 - c 申請住戸数が 5 戸を超え 10 戸以内のもの 48,000 円
 - d 申請住戸数が 10 戸を超え 25 戸以内のもの 70,000 円
 - e 申請住戸数が 25 戸を超え 50 戸以内のもの 101,500 円
 - f 申請住戸数が 50 戸を超え 100 戸以内のもの 150,500 円

- g 申請住戸数が 100 戸を超え 200 戸以内のもの
205,500 円
 - h 申請住戸数が 200 戸を超え 300 戸以内のもの
269,500 円
 - i 申請住戸数が 300 戸を超えるもの 316,500 円
- (ウ) 共同住宅の共用部分 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額
- a 床面積の合計が 300 平方メートル以内のもの
55,500 円
 - b 床面積の合計が 300 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以内のもの
96,000 円
 - c 床面積の合計が 2,000 平方メートルを超え 5,000 平方メートル以内のもの
151,500 円
 - d 床面積の合計が 5,000 平方メートルを超え 10,000 平方メートル以内のもの
197,000 円
 - e 床面積の合計が 10,000 平方メートルを超え 25,000 平方メートル以内のもの
237,000 円
 - f 床面積の合計が 25,000 平方メートルを超えるもの
276,500 円
- (エ) 住宅用途を含む建築物の住宅用途以外の部分及び非住宅建築物((オ)に掲げる場合を除く。) 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額
- a 床面積の合計が 300 平方メートル以内のもの
125,000 円
 - b 床面積の合計が 300 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以内のもの
206,000 円

- c 床面積の合計が 2,000 平方メートルを超え 5,000 平方メートル以内のもの
295,500 円
 - d 床面積の合計が 5,000 平方メートルを超え 10,000 平方メートル以内のもの
365,500 円
 - e 床面積の合計が 10,000 平方メートルを超え 25,000 平方メートル以内のもの
433,500 円
 - f 床面積の合計が 25,000 平方メートルを超えるもの
494,500 円
- (オ) 住宅用途を含む建築物の住宅用途以外の部分及び非住宅建築物(市長が別に定める基準による場合に限る。)次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額
- a 床面積の合計が 300 平方メートル以内のもの
45,500 円
 - b 床面積の合計が 300 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以内のもの
79,000 円
 - c 床面積の合計が 2,000 平方メートルを超え 5,000 平方メートル以内のもの
129,500 円
 - d 床面積の合計が 5,000 平方メートルを超え 10,000 平方メートル以内のもの
171,500 円
 - e 床面積の合計が 10,000 平方メートルを超え 25,000 平方メートル以内のもの
207,000 円
 - f 床面積の合計が 25,000 平方メートルを超えるもの
243,000 円

別表第2中第88項を第90項とし、第80項から第87項までを2項ずつ繰り下げ、同表第79項中「適合していることを示す書類」の次に「又は市長が別に定める書

類」を加え、同項を同表第80項とし、同項の次に次の1項を加える。

81	<p>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則(平成28年国土交通省令第5号)第11条の規定に基づく軽微な変更に該当していることを証する書面の交付の申請に対する審査</p>	<p>建築物エネルギー消費性能確保計画軽微変更該当証明書交付申請手数料</p>	<p>ア 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号イに定める基準によるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 133,500円 b 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 216,000円 c 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 308,000円 d 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 379,500円 e 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 449,000円 f 床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 512,000円 <p>イ 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロに定める基準によるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 51,000円 b 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 85,500円 c 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 138,500円 d 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの
----	--	---	--

			181,000 円 e 床面積の合計が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの 217,500 円 f 床面積の合計が 25,000 平方メートル以上のもの 255,000 円
--	--	--	---

別表第2第78項中「第76項」を「第77項」に改め、同項を同表第79項とし、同表第77項中「適合していることを示す書類」の次に「又は市長が別に定める書類」を加え、「第8条第2号イ」を「第10条第2号イ」に、「第8条第1号イ(1)」を「第10条第1号イ(1)」に、「第8条第1号イ(2)」を「第10条第1号イ(2)」に改め、同項を同表第78項とし、同表中第76項を第77項とし、同表第75項中「適合していることを示す書類」の次に「又は市長が別に定める書類」を加え、「(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号)」を削り、「第8条第2号イ」を「第10条第2号イ」に、「第8条第1号イ(1)」を「第10条第1号イ(1)」に、「第8条第1号イ(2)」を「第10条第1号イ(2)」に改め、同項を同表第76項とし、同表第74項の次に次の1項を加える。

75	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項若しくは第2項又は第13条第2項若しくは第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定	建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料	ア 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項又は第13条第2項の規定による場合 (ア) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号)第1条第1項第1号イに定める基準によるもの a 床面積の合計(市長が別に定める部分を除く。以下この項及び第81項において同じ。)が300平方メートル未満のもの 267,000 円 b 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 432,000 円 c 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 616,000 円 d 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの
----	--	----------------------	--

			<p>方メートル未満のもの 759,000円</p> <p>e 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 898,000円</p> <p>f 床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 1,024,000円</p> <p>(イ) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロに定める基準によるもの</p> <p>a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 102,000円</p> <p>b 床面積の合計が300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 171,000円</p> <p>c 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 277,000円</p> <p>d 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 362,000円</p> <p>e 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 435,000円</p> <p>f 床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 510,000円</p> <p>イ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第2項又は第13条第3項の規定による場合</p> <p>(ア) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号イに定める基準によるもの</p> <p>a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの</p>
--	--	--	---

			<p>133,500 円</p> <p>b 床面積の合計が 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの 216,000 円</p> <p>c 床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの 308,000 円</p> <p>d 床面積の合計が 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの 379,500 円</p> <p>e 床面積の合計が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの 449,000 円</p> <p>f 床面積の合計が 25,000 平方メートル以上のもの 512,000 円</p> <p>(イ) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第 1 条第 1 項第 1 号口に定める基準によるもの</p> <p>a 床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの 51,000 円</p> <p>b 床面積の合計が 300 平方メートル以上 2,000 平方メートル未満のもの 85,500 円</p> <p>c 床面積の合計が 2,000 平方メートル以上 5,000 平方メートル未満のもの 138,500 円</p> <p>d 床面積の合計が 5,000 平方メートル以上 10,000 平方メートル未満のもの 181,000 円</p> <p>e 床面積の合計が 10,000 平方メートル以上 25,000 平方メートル未満のもの 217,500 円</p> <p>f 床面積の合計が 25,000 平方メートル以上のもの</p>
--	--	--	---

			255,000 円
--	--	--	-----------

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

平成 2 9 年 2 月 1 4 日提出

久喜市長 田 中 暄 二

提案理由

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の施行等に伴い、新たに事務手数料を定めるなど必要となる規定を整備するため、この案を提出するものであります。